

# 教育委員会臨時会議事日程

令和6年5月24日（金）午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 一般報告・その他報告事項

公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について

## 3 請願等審査

受理番号2 教科書採択に関する要望書

受理番号3 教科書採択に関する要望書

受理番号5 教科書採択に関する要望書

受理番号7 「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会に関する請願書

## 4 審議案件

教委第10号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第11号議案 横浜市立学校における物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第12号議案 教職員の人事について

教委第13号議案 教職員の人事について

## 5 その他

令和6年5月24日

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

- 5/20 本会議（第1日）役員改選
- 5/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/23 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

#### (2) 報告事項

- 公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について

### 3 その他

## 公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について

### 1 概要

本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、特に、被害者側からの要請を受けた場合、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、教育委員会事務局職員に傍聴を呼びかけていました。

一般の方の傍聴する機会を損なう行為であり、今後、このようなことが起こらないよう教育委員会として徹底してまいります。

### 2 教育委員会事務局職員への傍聴呼びかけについて

令和元年及び令和5年・6年に行われた公判4案件において、1回あたり、最大50名が呼びかけに応じ、裁判を傍聴

### 3 経過

令和6年5月7日	外部から公判における本市教育委員会事務局職員とみられる傍聴について問合せ
令和6年5月7日～20日	事実関係の確認、今後の対応を協議
令和6年5月20日	今後実施しないことを関係部署に通知

### 4 今後の方向性（予定・取組）

引き続き、速やかに弁護士等の専門家の意見も聞きながら、法的論点の整理を含めた事実関係を調査し、その結果に応じて、対応していきます。調査経過についてもご報告していきます。

また、二度とこのようなことが起きないように、ガバナンスの強化に向けて組織改革に取り組んでまいります。

横浜市教育委員会教育長 下田康晴様

横浜市教育委員会教育委員各位

2024年4月5日



## 教科書採択に関する要望書

横浜教科書採択連絡会

提出代表 土志田栄子

連絡先 横浜市磯子区森

受理番号 2

### 要望項目

#### <採択地区について>

- ① 採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻してください。

(理由) 教科用図書無償措置法16条は、「指定都市は、区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。」とされており、全国一の需要数を擁する横浜市が一採択地区としたことは、立法趣旨にも国の地区細分化方針にも反しています。横浜市の一地区化は、神奈川県教育委員会でも積極的賛成は得られず、「試み」として実施を認められただけです。その結果、教員の教科書への関心低下が進み、営業競争の激化や政治の介入を招きやすい状態も続いています。いっぽう一地区化後のメリットは明確化せず、「試み」の検証もされていないようです。一時、一地区に統合して全国第二の規模になった大阪市は、2020年に複数地区に戻しています。横浜市内の採択地区細分化を求めます。

#### <教科書の調査・研究について>

- ② 採択替えにあたっては、多数の教員が教科書調査研究を行い、市内全ての中学校が、学校ごとの実態を踏まえた調査研究報告を提出して、採択に反映できるようにしてください。

(理由) 教科書は、「学校、児童、生徒、地域等の特性を考慮して採択する」(神奈川県教育委員会2023年度使用教科用図書採択基準)よう指導されています。また、教科書を教員が選ぶことは世界の常識であり(ILO・ユネスコ『教員の地位に関する勧告』)、多くの教育委員会では、少数の教員による教科書調査員報告だけでなく、教員による学校ごとの実態を踏まえた学校調査研究も参考にしています。横浜市では学校や教員の意見が反映されないために、教員の教科書への関心は急降下してしまいました。貴教育委員会が教科書を使う側の声を聞かずに採択していることは、各学校や地域の特性を無視することにつながるため、市民にとって不安です。

- ③教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除いてください。

(理由) 教科書調査員は、他の地域では教員だけで構成します。横浜市では、近年になって校長・指導主事が加わるようになり、上司・行政側の影響力や教員の付度の面で懸念があります。

#### <観点・評価基準の策定・採択資料作成について>

- ④観点・評価基準の策定にあたっては、関連法規・学習指導要領等の特定の項目を重視することのないように、また特定の価値観の教科書を有利に導くことのないように、配慮して策定してください。

(理由) 教科書採択にあたって、関連法や学習指導要領およびその項目は、優劣無く同等に扱う

べきものとされています。しかし過去の教育委員会審議では、教育委員の発言により「採択基本方針」に、法改正に伴う特定項目の重視に繋がりがねない文言挿入が行われたり、特定の教科書の評価を高めかねない観点ばかりが設定されて、その教科書が採択された例がありました。

「採択基本方針」、調査の観点・評価基準は、採択の公正への疑念が生じないように設定してください。

⑤教科書調査・評価にあたっては、誤植等の誤りが多数あるかどうかなど、内容の正確性を含めて調査・評価してください。

(理由) 2009年に貴教育委員会が採択した教科書の中には、写真・図版の取り違え・記述中の事実の誤り・用語の不統一など明らかな間違いが多数ある教科書がありました。しかし発行者はごく一部しか訂正せず、何らかの救済措置もなかったため、生徒たちは多数の誤りがある教科書を使用せざるをえませんでした。他の採択地区では、誤りが多数あることを指摘していた調査報告書もありました。検定は校正を目的とした手続きではありませんので、見本本の調査において余りにも多数の誤りがある教科書があった場合は、内容の正確性を含めて指摘・報告できるようにしてください。

⑥事務局が作成する採択方針案・各種調査報告書・学校意見報告・審議会答申案などの文書は、原資料をそのまま正確に転記して作成してください。合理的な理由で変更・修正が必要な場合は箇所と理由を文書で審議会に報告し、適否は審議会で検討してください。

(理由) 貴教育委員会事務局が、教科書取扱審議会用の答申案作成において、学校意見で希望のあったA社の高校教科書を「不適切」として答申案に転記せず、別の教科書を記入して審議会に提出した事例がありました。「不適切」は客観的・合理的理由ではないため、事務局の採択内容への介入とも受け取られる例であり、A社の教科書を排除するためではないかとの疑念がぬぐえません。手続きの「訂正経緯の記録」を正確に残し、事務局の採択介入を疑われることのないようにしてください。

#### <教科書取扱審議会について>

⑦教科書取扱審議会は公開を原則とし、市民の傍聴を可能にしてください。

(理由) 横浜市では、取扱審議会の審議は全て非公開とされています。しかし、教科書採択の公正確保には、情報公開、会議公開を徹底することが求められています。教科書取扱審議会にあたる採択委員会の会議を公開したり、採択期間中でも調査員報告や答申を公開する教育委員会は、県内だけでも複数あります。

#### <教科書展示会について>

⑧教科書展示会の会場環境の改善と、アンケートの活用を図ってください。

(理由) 教科書展示会については、開催予告、机・イスの設置などの会場環境について、改善がはかられてきました。しかし未だにスペースが狭く閲覧しにくい会場もあります。展示会場を図書館まかせにせず、教育委員会として展示会の意義を徹底し、全図書館での改善を図ってください。

またアンケートは保護者・市民の声を届ける貴重な機会ですので、採択資料として位置づけ、教育委員各位に届けてください。

<採択の教育委員会審議・採決について>

⑨採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重し、答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。

(理由)教科書採択は、各教科の専門的知識・経験を必要とされる手続きのため、採択のための調査・審議機関が必要です。特に教科書調査員報告や学校調査意見などをもとに評価し、選定のための意見を記した教科書取扱審議会の答申は、採択決定にあたって尊重されるべき重要な資料となります。ところが横浜市では、客観的・合理的な理由は説明されないまま、教育委員の審議・採決において答申が無視される例が相次いだ期間がありました。その結果、多数の間違いが残る教科書が採択されたこともありました。答申を無視し、教育委員の知見だけで数百冊の教科書から適正な教科書を選ぶのは、無理といえます。

⑩審議にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということを明らかにするとともに、採決は挙手採決とし、無記名投票はしないでください。

(理由)公正な採択には、透明性と合理性が必要です。審議は教科書名を挙げて具体的な内容で行い、不透明・無責任な無記名投票採決は行わないで下さい。

⑪採択審議・決定の教育委員会会議は、広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えてください。

(理由)教科書採択についての市民の関心は強く、また「開かれた採択」を実現するため、県内各教育委員会は、傍聴希望者全員が採択決定審議の傍聴が可能となるよう、定員にこだわらず入室を認めたり、臨時に広いホール会場で開催するなどの工夫をしています。しかし370万人都市の横浜において、貴教育委員会は傍聴を定員の20名しか認めていません。動画中継は評価していますが、傍聴に比べると審議の全容を知る上では不十分です。

採択審議・決定の教育委員会会議は、希望者全員が傍聴できるよう、広い会場で開催すること、およびネットによる動画は、生中継終了後もみられるようにすることを求めます。

以上

横浜市教育委員会  
教育長 下田 康晴 様

2024年4月3日

## 要望書

知る権利・横浜の会  
代表 白鳥 学

連絡先 横浜市港北区高田東

TEL

受理番号 3



私たち、知る権利・横浜の会は、1996（平成8）年の発足以来、横浜市の情報公開制度の改善や適正な運用を求めて活動しており、貴教育委員会に対しても、後述のように、教科書採択情報の公開等について要望を行ってきました。

貴教育委員会の「教科書採択基本方針」の「2 採択の基本原則」には、「(4) 開かれた採択の実施 基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」（下線筆者）と記されています。文中に「採択終了後に」の文言があるため、採択関連情報は、全て採択終了後まで全面「非公開」となっています。

この文言は、2005（平成17）年5月の教育委員会会議に議案提出された「教科書採択基本方針」案で初めて挿入され、挿入理由説明は無いまま原案どおり承認され、現在に至っています。しかし採択終了後に貴教育委員会が、ファイルに綴って閲覧公開している採択関連情報を見ると、採択終了前でも「公開」または「一部公開」が可能と思われる文書や部分が、多数見受けられます。また2005年当時から、情報公開や会議公開によって関連情報を採択終了前に公開している教育委員会が、県内だけでもすでに複数あり、近年はホームページを活用した採択終了前の公開も行われています。

当会では、2005年12月に「要望書」を提出し、挿入された2つの文言（「公開・非公開」と「採択終了後」）を「採択基本方針」から削除することを求めました（別紙資料参照・このうち、「公開・非公開」は翌年から削除されました）。しかし「採択終了後」の文言は、今年度まで掲載されています。期間を限るとはいえ、どんな採択関連情報の公開請求に対しても、全ての情報を一律に「非公開」と宣言するのは、情報公開制度及び条例の趣旨に照らして無理があります。

特に近年、全国で採択関連情報の公開実績が増加し、情報公開審査会答申や判決では、非公開から公開に転じた例も相次いでいます。審査請求や訴訟では、教育委員会側の非公開理由としてよく見受ける「意見交換や意思決定に支障が生じるおそれ」については、抽象的な「おそれ」ではなく具体的な事実を示すよう求められます。したがって、他の教育委員会で採択期間中の公開実績がある情報も含めて、貴教育委員会

が全ての情報を非公開とする正当性を立証するのは、難しいと思われます。

ついては、不適切な文言を早急に削除し、情報公開の趣旨および実績を適正に反映した表現に修正するよう、再度要望します。

<要望項目>

- 1、「採択基本方針」の「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、・・・」の文中から「採択終了後に」の文言を削除すること

<要望理由>

2004年（平成16）年度の「採択基本方針」では、「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲において、採択に至る経緯や採択理由などを公開し、開かれた採択の一層の推進に努める」としていました。

これと比較すると2005（平成17）年度の基本方針では、採択に関する情報の公開を「採択終了後」に限定し、それ以前は「積極的に公開」はしないと読めます。

当会では「開かれた採択の実施」という表題のもとで公開原則を後退させているような趣旨の記載が加わったため、2005年8月3付けで、貴職あてに「質問状」を提出し、「前年度の記載に比べて、情報公開を後退させる趣旨か、同じ趣旨か、あるいはより情報公開を進める趣旨か」を問いました。その結果、2005年8月22日、貴職から「前年度と同様の趣旨で記載したものです。」との回答を得ました。また、実際の17年度採択の公開度については、情報公開、会議公開とも前年度から後退した事実はなく、むしろ貴教育委員会が16年度に増して幅広い市民に公開できるよう努めた事実もあり、なぜ公開度を後退させる「採択終了後に」の文言を挿入したのかは、未だに不明です。

したがって横浜市における情報公開・会議公開の趣旨および貴教育委員会の採択公開の事実を照らして、「採択終了後」の表現を挿入したことは誤解を招き、適切とはいえません。「採択終了後」の文言を削除し、仮に「・・・採択に関する情報を積極的に公開するなど」、「会議の公開を適切に判断する」と表現したとしても、採択終了後や非公開は可能ですし、公開度の変化にも対応することができます。

いっぽう採択終了以前の情報公開や、採択関係の会議公開については、横浜市以上の公開度実績を持つ教育委員会がすでに存在しており、インターネットの活用も含めて、今後は公開の流れが一層進むことが予想されます。

「採択基本方針」の文中に、根拠の無い「情報公開の時限性」を謳うことは、かえって今後の貴教育委員会の対応に足かせとなりかねません。

以上の理由から、次年度以降の採択方針には「採択終了後」の文言を挿入しないよう要望します。

以上



資 料

横浜市教育委員会  
教育長 伯井美德様

2005年12月16日

要望書

知る権利・横浜の会  
代表 森田 明

連絡先

〒231-0005 横浜市中区本町

電話

ファックス

要望項目

次年度以降の「横浜市教科書採択の基本方針」策定にあたっては、「平成17年度横浜市教科書採択の基本方針第3項(5)開かれた採択の実施」中の「・・・採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。また、採択にかかる教育委員会の会議を行うにあたっては、公平性・客観性の保持と適切な審議環境の観点から、会議の公開・非公開を適切に判断する。」に該当する部分を以下のように修正し、趣旨および実績を適正に表現するよう要望します。

- 1、「・・・採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。」の文中から「採択終了後に」の文言を削除すること。
- 2、「会議の公開・非公開を適切に判断する」の文中から「非公開」の文言を削除すること。

要望理由

平成16年度の基本方針では「(5)開かれた採択の一層の推進」において、「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲において、採択に至る経緯や採択理由などを公開し、開かれた採択の一層の推進に努める」としていました。

これと比較すると17年度の基本方針では、採択に関する情報の公開を「採択終了後」に限定し、それ以前は「積極的に公開」はしないと読めます。

また、「会議の公開・非公開を適切に判断する」という言い方も、採択に関しては、教育委員会の会議が原則公開であるにもかかわらず、公開・非公開を同列において選択する、すなわち採択に関しては非公開の可能性が高くなるような表現と読めます。

当会では「開かれた採択の実施」という表題のもとで公開原則を後退させているような趣旨の記載が加わったため、2005年8月3日付けで貴職あてに「質問状」を提出し、「前年度の記載に比べて、情報公開を後退させる趣旨か、同じ趣旨か、あるいはより情報公開を進める趣旨か」を問いました。その結果、2005年8月22日、貴職から「前年度と同様の趣旨で記載したものです。」との回答を得ました。また、実際の17年度採択の公開度については、情報公開、会議公開とも前年度から後退した事実はなく、むしろ貴教育委員会が昨年に増して幅広い市民に公開できるよう努めた事実もあり、市民として高く評価しています。

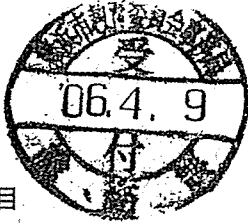
したがって横浜市における情報公開・会議公開の趣旨および貴教育委員会の採択公開の事実を照らして、「採択終了後」「(会議の公開・)非公開」の表現を挿入したことは誤解を招き、適切とはいえません。「採択終了後」「非公開」の文言を削除し、仮に「・・・採択に関する情報を積極的に公開するなど」、「会議の公開を適切に判断する」と表現したとしても、採択終了後や非公開は可能ですし、公開度の変化にも対応することができます。

いっぽう採択終了以前の情報公開や、教育委員会会議以外の採択関係の会議公開については、横浜市の公開度以上の実績を持つ教育委員会がすでに数多く存在しており、今後は公開の流れが一層進むことが予想されます。採択方針の文中に、根拠のない「情報公開の時限性」や「会議非公開」を謳うことは、かえって今後の貴教育委員会の対応に足かせとなりかねません。

以上の理由から、次年度以降の採択方針には「採択終了後」「会議の非公開」の文言を挿入しないよう要望します。

以上

## 「教科書採択基本方針」の「採択終了後に」の削除を求める要望書



受理番号 5

2024年4月9日

横浜教科書採択連絡会

提出代表 佐藤満喜子

連絡先 横浜市磯子区杉田

### 要望項目

「採択基本方針」に記載されている「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど」の文面から、「採択終了後に」の文言を削除して情報公開制度の原則に則った文面にしてください。

採択関係情報の公開を「採択終了後に」とする文言は、2005年に突然挿入されました。30年以上前は、文科省や神奈川県教育委員会が、「採択終了後に」の文言を通知文や採択指導の文面で使用していましたが、とっくに削除しています（情報公開法施行に伴って不適切な文言と判断したのではないかと思います）。当時でも「終了前」に公開する教育委員会はいくつもあったにもかかわらず、貴教育委員会がもともと無かったこの文言を、なぜ挿入したのかは、未だに不明です。

当会では、昨年度も今回と同様の要望を提出しましたが、そのまま残っていますので、詳しい理由をそえて再度「採択終了後に」の文言削除を要望します。

### （要望理由）

#### （ア）採択終了前の期間に「公開」「一部公開」が存在しない状態を作ること

「行政文書（電磁データや意思形成過程の情報も含まれます）」は、「公開」が原則です。さらに行政側には、個人情報などの非公開が必要な部分があれば、それを墨塗りし、その他の部分を「一部公開」とする、つまり非公開部分を最小限にすることも求められています。「非公開」は例外的に認められますが、その決定にあたっては行政側が、具体的・合理的な理由を立証しなければなりません。

貴教育委員会の「採択関係情報の公開を採択終了後に」行うという方針は、「採択期間中」は「全て」の採択関係情報について、「非公開」にするという意味になります。つまり採択終了前の期間中は、採択に関係するどのような文書・部分についても、あらかじめ「非公開」とし、「公開」「一部公開」の判断をしない（できない）状態にするという方針を掲げることになってしまいます。一定期間にせよ、このような判断停止同然の期間を設けるのは、情報公開制度を機能させない状態を作り出すことになりませんか？

「採択終了後に」の文言を削除しても、現状は変わりません。もし採択終了前に情報公開請求があり、「非公開」が必要であればその都度、請求の内容・時期を判断して処置を決定すればいいはずですし、判断の「結果として」非公開を決定したり、非公開期限を設けたりすることはいくらかでも可能です。「結果的に請求したもの全てが非公開」になったということもありえるでしょう。

#### （イ）「あらゆる採択関係情報を一括して」公開度の判断をしていること

もうひとつ、情報公開制度では、情報公開請求された文書・部分の範囲ごとに公開度を判断するのが原則です。つまり多種多様な採択関係情報を「採択」という事業（手続き）単位でくくって公開度を判断し、あらかじめ非公開を宣言することは、情報公開制度の原則を理解していない表現といわざるをえません。

(ウ) 採択関係文書には「非公開」理由の立証が難しい部分が多数ある

では現実に貴教育委員会が、採択終了前に情報公開請求された場合、それがどんな採択関係情報であっても全て「非公開」にできるのでしょうか？あるいは「非公開」とした後、不服申し立てや情報公開訴訟が行われた場合、貴教育委員会は、第三者機関から「非公開の処分は全て「適正」であった」との結論を得ることができるのでしょうか？

因みに貴教育委員会が採択決定後に閲覧公開した採択関係情報の分厚いファイルの中には、採択期間中に他の教育委員会がすでに「公開」している情報や「一部公開」が可能と思われる部分が、多数見受けられます。

神奈川県や藤沢市、小田原市の教育委員会では、採択（選定）審議会の開催予告（非公開会議も含む）、その資料、審議結果等をその都度採択終了前にホームページなどで公開し、実績を積んでいます。また大阪府内では、市民団体が実施した採択（選定）審議会の答申についての公開度調査に対して、4カ所の教育委員会が、「できた時点で請求があれば公開する」と回答しています。

例えば、終了後公開されたファイルには、「横浜市教科書取扱審議会」委員あての第一回会議開催通知が含まれています。この文書の情報公開請求が第一回会議の終了後・採択終了前にだされた場合、委員名等非公開とすべき部分を墨塗りすれば「一部公開」が可能ではないでしょうか？

しかし現状では、貴教育委員会は、他の教育委員会ですでに採択終了前に公開されている情報や「一部公開」が可能な情報が含まれていても、「非公開」の方針により、採択期間中は全ての公開請求に対して「非公開」処分以外は出せません。この例のような情報について「非公開」とした場合、貴教育委員会は、不服申し立てや訴訟でどのような理由を根拠にするのでしょうか？この場合、非公開会議であったことや「採択基本方針」で謳っていることは理由として通用しません。

「非公開」には、厳しい条件があり、近年は情報公開審査会の答申や情報公開訴訟判決では行政側敗訴が相次ぎ、教育委員会の認識不足を指摘する意見が付される場合もあります。行政側は、理由として「審議や運営に支障が生じる」「秘密会で審議された」「委員が自由に発言しにくくなる」等を共通してあげていましたが、これらの理由や抽象的な「おそれ」は通用せず、支障の具体的事例などをあげて立証するよう求められます（貴教育委員会が敗訴した教科書調査員名簿の公開訴訟も同様でした）。

(エ) 厳密にいうと貴教育委員会自身が「採択終了前に一部を公表」している現状は矛盾では？

いっぽう貴教育委員会は、審議会答申の一部である「2 具体的な調査項目の視点」の教科別「視点」部分を、採択を決定する教育委員会会議数日前の開催予告時にホームページに掲載しています。また採択決定当日の採択審議の前に、事務局が口頭で審議会答申の主要部分を読み上げたりしています。

厳密に言えば、これは「採択終了前」であり、自ら採択関係情報の一部を「採択終了前に」公表しているといえます。これは、ダブルスタンダードであり、「採択終了前に」一切を非公開とすることは無理であることを自ら証明しています。

国や神奈川県などが20年以上前に、「終了後」の文言を削除していたのも当然です。あえて方針に加筆して自ら手足を縛り、外部機関から「非公開は不適切」と指摘されるリスクを抱える現状は、市民として納得がいきません。透明性・公正性を確保するためにも、情報公開時期を一律に「採択終了後」とする文言は不要です。「採択終了後」を削除し、可能な情報は適切に公開するなど、柔軟に対応できるようにしておくことを求めます。

以上

# 請願書

令和6年4月11日

横浜市教育委員会教育長  
下田 康晴



受理番号 7

請願者 住所 横浜市戸塚区南舞岡■■■■■■■■■■  
名称 横浜市学校統廃合を考える会  
代表 中山匠右  
ほか2,715名

件名 『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等  
検討部会についての請願

## 請願項目

- 1、日限山小学校と南舞岡小学校の『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会を廃止してください。

## 請願理由

- 1、『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会に於いて検討が進められている規模適正化は文部科学省における「学校教育法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にて考え方が示されており、小・中学校ともに12～18学級を標準としているが、科学的根拠が示されていないなど、あくまで文部科学省の主観的指針と言わざるえない世界的にみれば、世界保健機関が世界各地から「学校規模と教育効果」について研究した論文を集めて多面的に分析し、その効果を発表しており、「学校規模の基準は100人以下」と発表されている。  
南舞岡小学校は令和6年現在、義務教育人口推計による推定値で201名個別支援学級24名(令和5年)、合計225名の児童が在籍しており

文部科学省の手引を参考にしても、性急に統廃合を進めるべき学校ではありません。

さらに、南舞岡小学校は令和6年現在、

一般学級が9学級、個別支援学級(特別支援学級)が4学級あり

計13学級の横浜市教育委員会のいう適正規模校です。

また、文部科学省、横浜市教育委員会のいかなる手引、指針に於いて個別支援学級(特別支援学級)を除くとの記述はありません。

上記根拠により、南舞岡小学校は13学級の適正規模校であり

南舞岡小学校は検討部会で検討すべき対象校ではありません。

また、学校規模適正化の学級数算定から個別支援学級(特別支援学級)を除外する行為は、障害に基づくあらゆる差別を禁止している。

障害者権利条約を蔑ろにして、この条約の根底に流れている

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」を踏みにじるものです。

さらに、障害者差別解消法に於いても、障害のある人に対して、

正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止していますが

障害の無い児童の教育環境のみを重要視して、障害のある児童、

保護者の意見すら聞かず、学級数に算定しない行為は

障害者差別であること以外の何者でもなく、

断じて許されざる行為です。

以上の根拠をもって

『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会を廃止することを求めます。

また、委員会に於いて意見陳述を許可していただけますようお願いいたします。

添付資料

統廃合反対署名2,715筆

横浜市長様

横浜市教育委員会教育長様

「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会議長様

子どもは地域の宝

少子化対策に逆行！

先生を増やして！  
教育にもっと  
もっと予算を！

南舞岡小学校と日限山小学校を

このまま残してください

学校は地域の灯台、  
なくしてはいけない！

困っていることがないのに  
どうして統廃合？

1クラスの人数が少ないほど  
よい環境になり、クラスの数  
が増えるのに！

2022年より横浜市教育委員会による南舞岡小学校と日限山小学校の統廃合問題が起きていますが、学校規模適正化と銘打った現在までの進め方は、はじめから統廃合が前提と思えてなりません。

本当に子どもの未来を見据えているのでしょうか。統廃合は子どものためではありません。

\*日本全国、どなたでも署名できます。

氏名	住所

横浜市学校統廃合を考える会  
事務局

2023年11月



教委第 10 号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 5 月 24 日提出

教育長 下田 康晴



#### 提案理由

特別調整通学区域を適用する対象者の範囲を明確に規定し、適切な制度運用を図る等のため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（特別調整通学区域）

第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ定める学校を選択することができる区域（以下「特別調整通学区域」という。）を設けることができる。

2 居住区の区長は、就学予定者等（ただし、学齢児童及び学齢生徒については、転入学を予定する者に限る。以下この項において同じ。）の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。

3 前条第1項の規定は、前項によって学校を指定した場合について準用する。

附 則

この規則は、令和6年6月25日から施行する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の  
通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について  
(改正案概要)

1 趣旨

本市では、原則として横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校（以下「市立学校」といいます。）の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（以下「規則」といいます。）の定めるところにより、市立学校の通学区域を定め、通学する学校を指定しています（以下「指定校」といいます。）。一方で例外として、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮したうえで、指定校以外に教育長が別に定める市立学校からも選択することができる特別調整通学区域の設定等を行っています。

このたび、特別調整通学区域を適用する対象者の範囲を明確に規定し、適切な制度運用を図る等のため、規則を一部改正します。

2 改正内容

(1) 特別調整通学区域の定義（規則第4条第1項）

規則第2条第1項及び第3条第1項に基づく別表で定める市立学校以外に、教育長が別に指定する市立学校を選択することができる地域を特別調整通学区域として指定していますが、規則でこれまで定義が明文化されていなかったため、改めて規定します。

(2) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定（規則第4条第2項）

横浜市では住所によって就学すべき市立学校を指定する通学区域制度を基本としています。

一方で、通学区域制度の例外として、通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から特別調整通学区域を設けています。

現在は同区域に居住する新入生及び転入生を対象に運用しているところですが、現行規則では在校生も含まれることになり、住所によって就学すべき学校を指定することを基本とした通学区域制度の趣旨に合わない事態が生じています。そのため、対象者の範囲を明確に規定し、制度の適切な運用を図ります。

【参考】特別調整通学区域に係る規則改正前後の比較表

対象者	現行		改正後
	規則	運用	規則・運用
新入生	○	○	○
転入生	○	○	○
在校生	○	—	—

(3) 特別調整通学区域における就学すべき学校の指定の通知(規則第4条第3項【新設】)

特別調整通学区域における就学すべき市立学校の指定の通知については、これまで規則に明確に規定されていなかったことを踏まえ、規則第3条第1項に規定する手続きと同様に行うことを改めて規定します。

3 新旧対照表

別紙参照

4 公布・施行予定日

令和6年6月25日

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則  
新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>(第1条 省略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(就学すべき学校の指定等)</p> <p>第3条 就学予定者等が市立学校に就学（転入学を含む。）する場合は、その者の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の住所をいう。以下同じ。）が属する区域を所管する区長（以下「居住区の区長」という。）は、別表に基づいて就学予定者等の就学すべき学校を指定し、就学通知書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入学通知書（第2号様式）をもってその者の保護者（親権を行なう者。親権を行なう者がいないときは後見人をいう。以下同じ。）に通知する。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(特別調整通学区域)</p> <p>第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>市立学校について特別調整通学区域を定めることができる。</u></p> <p>2 居住区の区長は、就学予定者等 _____ の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第5条～第7条 省略)</p>	<p>(第1条 省略)</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(就学すべき学校の指定等)</p> <p>第3条 就学予定者等が市立学校に就学（転入学を含む。）する場合は、その者の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の住所をいう。以下同じ。）が属する区域を所管する区長（以下「居住区の区長」という。）は、別表に基づいて就学予定者等の就学すべき学校を指定し、就学通知書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入学通知書（第2号様式）をもってその者の保護者（親権を行なう者。親権を行なう者がいないときは後見人をいう。以下同じ。）に通知する。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(特別調整通学区域)</p> <p>第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>教育長があらかじめ定める学校を選択することができる区域（以下「特別調整通学区域」という。）を設けることができる。</u></p> <p>2 居住区の区長は、就学予定者等 <u>(ただし、学齢児童及び学齢生徒については、転入学を予定する者に限る。以下この項において同じ。)</u> の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。</p> <p><u>3 前条第1項の規定は、前項によって学校を指定した場合について準用する。</u></p> <p>(第5条～第7条 省略)</p>

(省略)